

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年8月30日（金） 午後6時45分 開議

場 所 宇治市役所大会議室

会 議 日 程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 報告

日程第3 報告第9号 専決事項の報告について

日程第4 議案第11号 令和7年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用
図書の採択について

日程第5 議案第12号 令和7年度以降使用中学校教科用図書の採択について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 木 上 晴 之
(教育委員)

教育長職務代理人 加賀爪 毅
委 員 中 筋 齊 子
委 員 小 山 栄 子
委 員 左 聡 一 郎

(出席職員職氏名)

教 育 部 長	福 井 康 晴	教 育 部 副 部 長	川 崎 吉 隆
教育支援センター長	武 田 義 博	教 育 総 務 課 長	柯 慈 樹
学 校 管 理 課 長	吉 田 健 一 郎	生 涯 学 習 課 長	福 山 誠 一
学 校 教 育 課 長	安 留 岳 宣	教 育 支 援 課 長	堀 江 紀 子
学 校 管 理 課 副 課 長	宮 山 博 輝	生 涯 学 習 課 副 課 長	野 口 雅 史
学 校 教 育 課 副 課 長	天 花 寺 裕	博 物 館 管 理 課 副 課 長	黒 川 浩 司
学 校 教 育 課 主 幹	岸 幸 子		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	稲 垣 大 祐	教 育 総 務 課 主 事	西 村 結 衣
-------------	---------	---------------	---------

開 会 (午後6時45分)

○開会宣言 教育長が8月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。

○日程第2 報告

- (1) 文教・福祉常任委員会（令和6年8月5日）について
- (2) 源氏物語ミュージアムの臨時開館について
- (3) 宇治市教育委員会後援事業について

以上3件を報告する。

(1) 文教・福祉常任委員会（令和6年8月5日）について

[説 明]

① 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発表時の対応について

○渡辺 浩司 委員

- ・京田辺市（観測所）にて、暑さ指数3.5が出た場合の市の対応は。
- ・育成学級の対応について。
- ・今後の運用の見直しについて。（学校と育成）
- ・京都府下の他市での対応に違いがあるが、それはなぜなのか。

○谷上 晴彦 委員

- ・幼稚園は休園するが保育所は休園しないということで、対応の差があるのはなぜか。
- ・保育所と育成での対応の違いについて。
- ・育成学級での閉級の判断について。
- ・指導員の配置状況について。
- ・府内8か所で暑さ指数3.5を超える場合と、京田辺で3.5を超える場合での対応の違いについて。
- ・京都府のQ Aの中では休校となった場合の自宅での児童生徒の対応に対する想定があるが、市教委ではどのように考えているのか。
- ・クーリングシェルターの開設時間について。

○西川 美代子 委員

- ・他市と対応の状況が違うことについて。
- ・クーリングシェルターに歩いて行けない場合について。

○真田 敦史 委員

- ・7月1日の京都府通知以降の調整等の流れについて。
- ・コロナのときと同様の休業体制ということで、保護者にとっても大変大きな影響がある。

○宮本 繁夫 委員

- ・京都府の中でも地域差があるため、府教委が決めた方針をそのまま行うというのは、矛盾があるのではないかと、宇治市の現状を考えて判断すべき。

② 令和5年度 宇治市小中一貫教育についてのアンケートについて

○真田 敦史 委員

- ・アンケートが毎年実施されている中で、小中一貫教育への理解が低いという課題が上がっているが、なぜなのか。
- ・「地域とのつながり」について、地域ごとでの差が大きくなっている中で、一体となって進められている事例などを把握しているのか。
- ・アンケートの結果から分散進学について大きな影響を与えていないという数値になっているが、課題ではないと考えているのか。
- ・分散進学を今後も積極的に解消していくのか、方向性について。
- ・アンケート結果を踏まえて小中一貫教育についての検証を行い、2校目の西小倉小中一貫校に生かすべきである。

○西川 美代子 議員

- ・「小中一貫教育はあなたの成長につながりましたか」の項目で分離型と一体型に差があるが、どのように分析しているのか。
- ・「中学校ブロックの取り組みで、地域・保護者の連携が深まっているか」の部分で回答が二極化しているがどのように考えているのか。

○渡辺 浩司 委員

- ・自由記述にはどういった記述があったのか。
- ・自由記述について、来年以降どのように報告書へ反映させていくのか。

○谷上 晴彦 委員

- ・「先生は、あなたのことを分かってくれていると感じることがあったか」という質問で、分離型と一体型での回答の差について。

○宮本 繁夫 委員

- ・中学校進学に向けて不安を減らすことが小中一貫教育のねらいであるが、不安が10%近く増えているのはなぜか。
- ・「中学校生活が楽しみか」という質問への回答も減っているが、同じ影響か。
- ・分散進学を解消しようとしているのかが見えないがどうか。
- ・CSコーディネーターの選定の条件はどうなっているか。

③ 宇治市部活動地域移行検討委員会について

○西川 美代子 委員

- ・検討委員会委員の女性が1名だけである。女性の視点での意見が必要ではないか。

○渡辺 浩司 委員

- ・生徒が今後減少するという推計の中で、合同チームでの部活動も組織されている。危機感について改めて聞きたい。

○真田 敦史 委員

- ・令和7年度は、現状を踏まえ、どのような取組をしていくのか、どういった方針であるのか。
- ・令和7年度は可能なところからやっていくのか、一斉に進めるのか。

○宮本 繁夫 委員

- ・部活動の地域移行を進めていくというスタンスを感じるが、広く子どもたちがスポーツに親しめる環境をどう担保していくのか。これらの関連をどのように考えていくのか。

④ 学校給食センターの進捗状況について

○谷上 晴彦 委員

- ・地下に工作物があるということであったが、どうするのか。
- ・アレルギー食を作るのに必要な人数は何人か。
- ・調理員の休憩室の場所について。
- ・見学者用の研修室の広さについて。
- ・バスの駐車スペースについて。
- ・中学校に配置予定の配膳室の位置と生徒の動線の安全確保について。

○西川 美代子 委員

- ・屋外トイレの設置について。

○宮本 繁夫 委員

- ・全体の駐車場の台数について。
- ・調理従事者の想定人数について。
- ・調理従事者用の食堂兼休憩室の面積について。
- ・労働安全衛生法上の食堂の基準について。
- ・事務職員の想定人数について。

⑤ 「生涯学習の推進に向けて」策定のためのアンケート結果及び「生涯学習の推進に向けて（最終案）」について

○渡辺 浩司 委員

- ・今後の市の取組の方向性で示されている国や府、大学等、他にも学びのチャンネルがある中で、市としてどのようなコンテンツを提供するのか。

○谷上 晴彦 委員

- ・生涯学習と社会教育の違いについて。
- ・生涯学習に含まれている家庭教育や学校教育が「生涯学習の推進に向けて」で触れられていないのはなぜか。
- ・教育基本法での、教育及び生涯学習の規定について。
- ・今後も市教委は、社会教育もやっていくということか。
- ・主権者教育の視点が今回の「生涯学習の推進に向けて」には欠けているのではないか。記載すべきでは。
- ・公民館の夜間開館、日曜日の開館について。
- ・開館時間等が課題と言いながら、日曜開館は困難と答えが決まっているのか。
- ・公民館は物理的な学びの場と考えているのか、学びの場はどこでもいいのか。
- ・中宇治地域の同様の機能ということであるが、それは場所を意味しているのか、社会教育を行う場所があるという意味なのか。
- ・移動手段の確保について。

○真田 敦史 委員

- ・今回のアンケート結果をどのように捉えているのか。
- ・公民館の課題や今回の推進の方向性についての今後のスケジュールは。
- ・スケジュール等は理解するが今後具体的に進めてほしい。公民館以外の場所も確保しながら、生涯学習施設の利用頻度や、知名度を高める改善が必要。

○宮本 繁夫 委員

- ・公民館の日曜開館は難しいとあったが、どういった判断をしているのか。また、それは市教委の判断なのか。
- ・宇治公民館を、再建しないことに問題があるとする。
- ・宇治公民館を当時利用されていた方には不便が発生しているが、市教委はどう考えているのか。
- ・中宇治地域の市民協働推進拠点の具体的な方向性が示されていない中で、どういった機能を果たしていくのか。
- ・中宇治地域の拠点が単に場所を提供するだけなら、公民館機能を果たすことにはならないが、市教委はそれで良いと考えるのか。
- ・社会教育指導主事の課題について。
- ・E S D（持続可能な開発のための教育の視点）というのは今回の「生涯学習の推進に向けて」で触れられていない。そういった視点が必要ではないか。
- ・社会教育指導主事を公民館に戻すことが大事である。今回の「生涯学習の推進に向けて」の中で宇治公民館を再建しないということを決めるのではなく、公民館の人材育成機能が今後の生涯学習のベースになると位置づけるべき。

(2) 源氏物語ミュージアムの臨時開館について

[説明]

宇治市源氏物語ミュージアムでは、紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトの取組として、観光振興及び地域の経済効果に寄与するため、令和6年10月7日月曜日に臨時開館する。開館時間は、通常通り午前9時から午後5時まで。観覧料は、通常通り大人600円、小人300円である。

当日は展示（有料）ゾーンにて、企画展「光る君の面影をもとめて」を開催中である。

[質疑]

[委員] 今年度大河ドラマとの連携もあって、入場者数は増えてきているか。

[事務局] 今年度の観覧者・入館者数については、今年度の1月から特に増加傾向であり、昨年度同月比では約2倍から3倍の来館があった。

7月、8月については少し落ちついてきたが、それでも前年度比で2倍以上の方が来ていただいている状況である。

[委員] 大体1日何人くらい来館されるのか。

[事務局] お盆で1,000人を超えた日もある。

(3) 宇治市教育委員会後援事業について

[説明]

宇治鳳凰ロータリークラブ主催の「紫式部に思いをはせ 宇治をうたう 源氏物語宇治十帖の舞台、宇治を題材にした短歌コンクール」のほか16件、計17件の事業について後援を承認した。

[質疑]

[委員] 11月22日に笠取小学校で、「京都府小規模校教育研究大会」があるが、教育委員会の方は出席されるのか。

[事務局] 学校教育課から出席はある。

[委員] 教育委員の出席はあるか。

[事務局] まだ聞けていない。

[委員] 事業の内容は授業参観のようなものか。

[事務局] その通りである。

○日程第3 報告第9号 専決事項の報告について

[説明]

本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市学校運営協議会委員の任命につきまして、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分を行った。

学校運営協議会委員については、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行っていただく。

今回、新たに1名を任命したことから、学校運営協議会委員は265名となっている。

[質疑] なし

○日程第4 議案第11号 令和7年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について

[説明]

小・中学校の特別支援学級において、当該学年用検定済教科書を使用することが適当でない場合、下学年の検定済教科書及び文部科学省著作教科書の使用や、市町村教育委員会が採択することにより、学校教育法附則第9条第1項の規定によるその他の一般図書を、教科用図書として使用することが可能となっている。

また、採択そのもの手続きについては、学校教育法第34条第1項及び第49条に基づく教科用図書と異なり、学校教育法施行規則第139条に基づき、設置者責任による独自採択となる。

令和7年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、議案にある「令和7年度一般図書採択一覧」の図書を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号に基づき採択を求めるものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第5 議案第12号 令和7年度以降使用中学校教科用図書の採択について

[説明]

本議案は、令和7年度以降中学校で使用する教科用図書について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項の規定に基づき、去る7月31日開催の山城教科用図書採択地区協議会における協議結果を受け、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項、及び「地方教育行政の組織及び運

営に関する法律」第21条第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

山城教科用図書採択地区協議会は、採択する教科用図書の協議を行うにあたり、意見を広く聴取するために教科用図書の見本を順次展示する巡回展示を実施している。本市でも6月3日から7月2日までの間、市内中学校2校（南宇治中・木幡中）と、市役所1階市民交流ロビーにおいて教科用図書の見本を展示し、35名の閲覧と32件の意見書の提出を受けている。

これらを含む山城地域全体の意見も踏まえて協議された結果、国語及び書写は光村図書出版、社会地理的分野、歴史的分野、公民的分野及び地図は帝国書院、数学及び理科は新興出版社啓林館、音楽一般及び器楽は教育芸術社、美術は光村図書出版、保健体育は東京書籍、技術・家庭の技術分野及び家庭分野は東京書籍、英語は光村図書出版、特別の教科道徳はあかつき教育図書出版となった。

今回は、前回までの教科用図書から発行者が変更となった教科が、国語と社会公民的分野、2教科になっている。

国語については、生徒が言葉を丁寧に多角的に考えられるよう焦点化されていることや、学習の流れが詳細に示され、見通しを持って主体的に学習が進められること、また、教員にとっても学習の流れが具体的に示されていることなどにより指導がしやすくなっていることが考慮されている。さらに、生徒自らが自分の学びを深めていくために丁寧にICT教材が用意されている点や、生徒同士が話し合う学習活動が例示されている点などが考慮された協議結果である。

社会公民的分野については、現代社会の理解を踏まえ、生徒が「自分ごと」として社会に参画する意識を持てるように図や思考ツールが提示され、考えを深める配慮がされている点、生徒が主体的に学習できるよう单元ごとに、「課題探究学習」の場面が設けられ、自ら課題を発見し解決する資質や能力を養う工夫がされている点、また、「持続可能な社会の実現」に向けた意識を育むため、SDGsに関する情報を併せて掲載するなど配慮されている点などが考慮された。

以上により、山城教科用図書採択地区協議会の協議結果どおり採択することが適切であると判断し、提案するものである。

[質 疑]

[委 員] 今年度と来年度で出版社が変わる教科は、国語と社会公民的分野であるが、光村の国語の教科書で主体的に学習をするために特に工夫されていることは何か。

[事務局] 学びの鍵という、読む・話す・聞く・書く等で習得した獲得し、資質能力を活用して理解を深めるという作りになっている点である。

また、学びの鍵が道しるべとして示されており、個別に学習するだけでなく、話し合いの場を持つという項目や、ICTの教材によって自分の学びをさらに深めていこうという項目があり、集団の話し合いに導いていくというような工夫がされている。

単元の最後には「ふりカエル」という項目を設け、学習を振り返って、何ができるようになったかというところを自分の言葉で、能力を定着させるとい

うようになっており、子どもたちが主体的に学ぶということについて非常に工夫がされているといえる。

[委員] 帝国書院は、地図を作っている会社というイメージがあるが、社会地理的分野、歴史的分野、公民的分野で採用されている。現場で使いやすいようになっているのか。

[事務局] 地図と社会科は関連性があり、それに合わせて随時見直されているため充実しているといえる。

また、文字情報だけでなく、画像等を使って学びを深められるため、現場の教員からも、使いやすい教科書であるという高い評価を得ている。

[委員] 社会の公民について、成人年齢が18歳に引下げられたことによって選挙権を与えられることになったが、これまでの教科書と変わった点はあるか。

[事務局] 成人年齢が引き下げられて選挙権が与えられたということで、教科書自体、選挙権であるとか社会参画に関わる内容の分量は以前よりも増えている。また、若い世代の投票率が低いという課題や、若い世代の政治参加の重要性と積極的な政治参加が求められているという内容は増えてきている。

[委員] 子どもたちが勉強している中で、実際自分たちの生活のリアルに近い問題があるのは、家庭科と道徳だと思う。そのうちの家庭科の教科書を見ると和食のことが記載されており、うれしく思った。今回も前回と同じ会社が作っている教科書を採用されているが、より良くなった点や充実した点はどんなところか。

[事務局] 伝統文化に関わって、着物等の掲載や、食については和食等も非常に多く取り上げられている。それが教科書に載っているだけではなく、QRコンテンツがついており、そちらを読み取ることで作り方や献立等が見られる等、非常に分かりやすく、学習できるような工夫がされている。

[委員] 道徳について、選定された出版社が長年変わっていない。その良さについてはどのような理由があるのか。

[事務局] 選定されたあかつき図書については、教材ごとに四つの視点というものが重点項目として示されている。①自主、自律、自由と責任、②思いやり、感謝、③生命の尊さ、④よりよく生きる喜びで、1学年で3時間分ずつであるが、教材が配当されている。また、教材の最後に三つの視点で発問が用意されており、多面的、多面的に考えることができるというところが、他の教科書に比べて良い点であると考えている。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 教育長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 （午後7時21分）